

## 報告第1号 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書について

### 1 案の要旨

令和8年6月12日開催の令和8年度第1回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループにおいて、別紙のとおり協議が調ったことを報告するもの。

## 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書

令和8年6月12日開催の令和8年度第1回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループにおいて、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

### 記

#### 【協議事項】

- (有)大竹交通運行分) 令和8年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について
- (有)大竹タクシー運行分) 令和8年度夏休みに合わせた路線バス小児運賃割引について

#### (1) 対象路線及び運行事業者

- こいこいバス (大竹市街地循環バス) (運行事業者: (有)大竹交通)
- こいこいバス (大竹市街地循環バス) (運行事業者: (有)大竹タクシー)

#### (2) 運賃

小学生運賃を100円としているところ、50円とする割引運賃を設定する。

種類	現行	割引後	備考
大人	200円	変更なし	中学生以上
小学生	100円	50円	
未就学児	無料	変更なし	

#### (3) 割引運賃の適用方法

利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗リエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行し、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける。

本割引の適用は現金での決済のみを対象とする。

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

#### (4) 割引運賃の適用期間

令和8年7月18日(土)から8月31日(月)まで

#### 〈根拠規定〉

- ・道路運送法第9条第4項
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会規約第12条
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程第7条

令和8年6月12日

大竹市地域公共交通活性化協議会  
運賃協議ワーキンググループ  
座長 井上 剛

<道路運送法>

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第9条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
  - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
  - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
  - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

<大竹市地域公共交通活性化協議会規約>

(ワーキンググループ)

第12条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議するため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

<大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程>

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に報告するものとする。